

○湯河原町真鶴町衛生組合議会議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に
関する条例

昭和52年2月1日

条例第11号

改正 昭和54年3月12日条例第1号

昭和56年3月12日条例第1号

昭和60年3月23日条例第1号

昭和60年12月25日条例第6号

昭和61年3月26日条例第1号

平成元年3月22日条例第1号

平成3年3月26日条例第1号

平成22年6月29日条例第1号

平成27年12月14日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会議員及び監査委員（以下「議会議員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 新たに議会議員等になった者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の報酬を支給する。

2 議会議員等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。

3 報酬は、毎年4月から翌年3月までを計算期間とし、9月末日及び3月末日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日）に年額の2分の1を支給する。

(日割計算)

第4条 前条第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、4月1日若しくは10月1日から支給するとき以外のとき、又は9月30日若しくは3月31日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その期間中の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

(費用弁償)

第5条 議会議員等が職務を行なうため出張した場合は、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額は、湯河原町真鶴町衛生組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第12号）の規定により算出される組合長の旅費相当額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月12日条例第1号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月12日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月25日条例第6号）抄
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第12項から第14項までの規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月26日条例第1号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第1号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月26日条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日条例第1号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月14日条例第2号）
（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（平成28年3月31日までの間に支給する報酬）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成28年3月31日までの間に支給する監査委員の報酬額の算定に当たっては、施行日以前の在任期間については改正前の別表第1に規定する報酬額を基礎として日割りにより計算し、施行日以後の在任期間については改正後の別表第1に規定する報酬額を基礎として日割りにより計算するものとする。

別表第1

職名		報酬
議長		年額 93,000円
副議長		年額 82,000円
議員		年額 73,000円
監査委員	知識経験を有する者のうちから選任される者	年額 169,000円
	議員のうちから選任される者	年額 99,000円